

水道週間 6月1日～7日

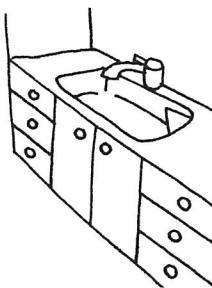
水道は 豊かな社会の いのちづな

6月1日～7日は水道週間
です。

私たちの生活は『水』なくして、一日も成り立ちません。限りある水を見直し、水道を大切に使いましょう。

住民課環境係では、窓口で蛇口のコマパッキンの無料配布を行っていますので、積極的にご利用ください。

水道に関する相談先 八匝水道企業団 ☎(73)3171



歯の衛生週間 6月4日～10日

6月4日(月)～10日(日)は、口腔保健週間(歯の衛生週間)です。何でも食べられるには、最低20本の歯が必要とされています。80歳になつても、20本以上の歯を保てる「ハチマル・ニイマル(8020)運動」を進めましょう。歯がなくなる原因のむし歯や歯周疾患の予防には、歯ブラシや歯間部清掃用器具で歯垢をとることが最も効果的です。歯みがきのコツは、歯垢が残りやすく、病気になりやすい歯のはえぎわに歯ブラシの毛先をあて、時間をかけていねいに振動を加えることです。この週間を機に、かかりつけ歯科医のところで、歯みがきをチェックし、いつまでも自分の歯で食べられるようしましょう。

歯がつくるこころの元気 からだの元気

状態がよかつた方(初期のう歯でも完全な処置がされていれば可)

締め切り 5月18日(金)
※応募にあたつては、いずれも保健センター(☎(84)1158)へお問い合わせください。後日審査を行います。

高齢者および 母と子のよい歯の コンクール募集

対象者

- ① 80歳以上で自分の歯(かぶせた歯、さし歯可)が20本以上ある方
- ② 昨年4月1日から今年の3月31日の間に3歳児歯科健診を受けた児童で、歯の



春の行政相談週間

5月21日～27日



花澤 平さん
(橋場)

花澤さんが行政相談 委員に再任

相談をお受けします

4月1日付けで総務省から花澤平さんが、光町担当の行政相談委員に委嘱されました。

人権擁護委員の日

6月1日

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、これにより、地域住民の中にあって国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権の世紀といわれる21世紀を迎え、日常生活においてすべての人々が、人権への配慮が態度や行動で現れるよう啓発重点目標を「育てよう、一人一人の人権意識—思いやるこころが築く新世

紀ー」と定め、積極的に啓発活動を展開しています。

町でも法務大臣から委嘱を受けた5名の人権擁護委員の皆さん、毎月第3水曜日の午後1時から3時まで役場分室(6・9・12・3月は町民会館)で人権相談を展開していますので気軽にご相談ください。

・法務局の人権相談

日時 毎週水曜日 午前9時から午後4時(12月28日から1月4日までを除く)

・場所及び問合せ先

千葉地方法務局八日市場支部

☎(72)0334

※委員の都合で変更する場合もあります。

